

民法（債権関係）の改正に関する要綱案の取りまとめに向けた検討(1)

目次

第1	消滅時効	1
1	債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点	1
2	不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）	7
3	生命・身体等の侵害による損害賠償請求権の消滅時効	8
第2	債権譲渡の対抗要件制度.....	10

第1 消滅時効

1 債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点

仮に、中間試案第7, 1に従い、職業別の短期消滅時効を廃止するという考え方を採るとした場合に、債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点については、どのように考えるべきか。

《参考・現行条文》

(三年の短期消滅時効)

民法第170条 次に掲げる債権は、三年間行使しないときは、消滅する。ただし、第二号に掲げる債権の時効は、同号の工事が終了した時から起算する。

一 医師、助産師又は薬剤師の診療、助産又は調剤に関する債権

二 工事の設計、施工又は監理を業とする者の工事に関する債権

第171条 弁護士又は弁護士法人は事件が終了した時から、公証人はその職務を執行した時から三年を経過したときは、その職務に関して受け取った書類について、その責任を免れる。

(二年の短期消滅時効)

第172条 弁護士、弁護士法人又は公証人の職務に関する債権は、その原因となった事件が終了した時から二年間行使しないときは、消滅する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の事件中の各事項が終了した時から五年を経過したときは、同項の期間内であっても、その事項に関する債権は、消滅する。

第173条 次に掲げる債権は、二年間行使しないときは、消滅する。

一 生産者、卸売商人又は小売商人が売却した産物又は商品の代価に係る債権

二 自己の技能を用い、注文を受けて、物を製作し又は自己の仕事場で他人のために仕事をするを業とする者の仕事に関する債権

三 学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権

(一年の短期消滅時効)

第174条 次に掲げる債権は、一年間行使しないときは、消滅する。

一 月又はこれより短い時期によって定めた使用人の給料に係る債権

二 自己の労力の提供又は演芸を業とする者の報酬又はその供給した物の代価に係る債権

三 運送賃に係る債権

四 旅館、料理店、飲食店、貸席又は娯楽場の宿泊料、飲食料、席料、入場料、消費物の代価又は立替金に係る債権

五 動産の損料に係る債権

(消滅時効の進行等)

第166条 消滅時効は、権利を行使することができる時から進行する。

2 (略)

(債権等の消滅時効)
第167条 債権は、十年間行使しないときは、消滅する。
(商事消滅時効)
商法第522条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

- 中間試案第7, 2「債権の消滅時効における原則的な時効期間と起算点」
- 【甲案】 「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)という起算点を維持した上で、10年間(同法第167条第1項)という時効期間を5年間に改めるものとする。
- 【乙案】 「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)という起算点から10年間(同法第167条第1項)という時効期間を維持した上で、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時(債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時)」という起算点から「3年間/4年間/5年間」という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に消滅時効が完成するものとする。
- (注)【甲案】と同様に「権利を行使することができる時」(民法第166条第1項)という起算点を維持するとともに、10年間(同法第167条第1項)という時効期間も維持した上で、事業者間の契約に基づく債権については5年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については3年間の時効期間を新たに設けるという考え方がある。

(補足説明)

1 議論の経緯等

職業別の短期消滅時効(民法第170条から第174条まで)を廃止するという考え方(中間試案第7, 1)に対しては、当部会のこれまでの審議において特段の異論は示されず、第63回会議においても、職業別の短期消滅時効が廃止されることを前提に、原則的な時効期間と起算点についての検討が進められたところである。

仮に、職業別の短期消滅時効を廃止した場合には、時効期間の大幅な単純化・統一化が図られることとなる。このことに対しては、時効をめぐる法律関係を明確化し、時効の管理コストの低減につながるなどとして、歓迎する意見が多い。他方、職業別の短期消滅時効を廃止する改正のみでは、現行制度の下でその適用を受けている債権については、権利を行使することができる時から10年間又は5年間の時効期間が適用されることとなり(民法第166条第1項・第167条第1項、商法第522条)、時効期間が著しく長期化するという懸念が示されている。そこで、時効期間の単純化・統一化を図りつつ、長期化への懸念にも対応するためには、原則的な時効期間と起算点についてどの

ように考えるべきかが課題となっている。

この論点については、中間試案では甲案・乙案を併記するほか、(注)において別案(以下単に「別案」という。)を提示しており、当部会のこれまでの審議で最も意見の対立が見られる論点の一つとなっている。また、この論点は、不法行為による損害賠償請求権の消滅時効(民法第724条)の見直しの要否(後記2)や、生命・身体等の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての特則の要否(後記3)といった論点を始め、消滅時効制度に関する論点全体に影響を及ぼすものである。そこで、今回は、要綱案の取りまとめを目指す議論に先立ち、パブリック・コメントの結果を踏まえつつ、中間試案において提示したそれぞれの考え方について、後記2及び3の論点との相互関係にも留意しながらその論拠や問題点を改めて整理し、今後の意見の集約につなげることを目指すこととする。

2(1) 甲案について

ア 甲案は、消滅時効の起算点について、「権利を行使することができる時」という現行制度の規律を維持しつつ、原則的な債権の消滅時効期間を10年間から5年間に短期化することにより、時効期間の単純化・統一化を図るという考え方である。

イ 甲案を採るメリットとしては、まず、現行制度の下で職業別の短期消滅時効が適用され、時効期間が1年間ないし3年間とされている債権については、時効期間が5年間となり、極端な長期化を避けることができることが挙げられる。また、原則的な消滅時効期間が商事消滅時効や会計法上の消滅時効(同法第30条)などと共通のものとなることから、時効期間の更なる単純化・統一化が図られ、時効の管理コスト低減が期待できる。

反面、甲案に対しては、次のような問題点の指摘が考えられる。第1に、現行制度の下で10年間の時効期間が適用されている債権について、時効期間を5年間に短期化すべき立法事実がないとの指摘がある。特に、不当利得に基づく債権や、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権など、債権者に早期の権利行使や時効完成阻止の措置を必ずしも期待することができない債権については、時効期間が10年間から5年間に短縮されるのは不合理であるとの批判がある。不当利得返還請求権の一例としては過払金返還請求権が、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権の一例としては、労働災害における被用者の使用者に対する損害賠償請求権が挙げられるが、これらについては、債権者が債権の存在を認識しないまま相当の期間が経過していることもあり得る。甲案を採る場合には、これらの債権の時効期間は、「権利を行使することができる時」から5年間となり、債権者が債権の存在に気づかないうちに時効期間が満了して権利行使の機会を失うおそれがあるという批判である。また、第2に、現行制度の下で職業別の短期消滅時効が適用されている債権の時効期間が5年間と長期化することについて、消費者契約においては短期消滅時効が消費者の利益に役立っていたところ、消費者にとって弁済の証拠を保管すべき期間が5年間というのは長すぎるという問題点も指摘されている。

パブリック・コメントの結果を見ても、特に第1の点を理由として甲案に反対する意見が多く見られる。

ウ 現行制度の下で10年間の時効期間が適用されている債権に関して、その時効期間が短期化されるという問題点については、生命・身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効について長期の時効期間を設けること（中間試案第7，5）が検討されている関係で、ある程度は不当な結果が回避されるものと考えられる。しかし、この考え方を採ったとしても、過払金返還請求権などの財産的損害は対象に含まれない。

(2) 別案について

ア 別案は、「権利を行使することができる時」という起算点及び10年間という時効期間を維持した上で、これとは別に、事業者間の契約に基づく債権については5年間、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については3年間の時効期間を新たに設けるという考え方である。

イ 別案を採るメリットとしては、まず、起算点について現行制度の規律を変更しないこと、職業別の短期消滅時効が適用されている債権については、新たな2種類の短期消滅時効が適用されることにより、時効期間の大幅な長期化が避けられること、事業者間の契約に基づく債権について、商事消滅時効や会計法上の消滅時効と共通する5年間の消滅時効とすることにより、時効管理のコスト削減が期待できることが挙げられる。また、甲案と異なり、不当利得返還請求権や安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権などの債権については、現状と同じ10年間の時効期間が適用されることから、その債権者の不利益を回避することができる。さらに、消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権についての時効期間の特則により、職業別の短期消滅時効制度が消費者保護の面で果たしている機能も維持することができる。

反面、別案に対しては、①「事業者」、「消費者」の定義が必ずしも明確にされておらず、3年間と5年間のいずれの時効期間が適用されるのか判断が難しい場合が生じ得ること、②消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権と一概に言っても様々なものが含まれており、事業者の側の債権だけを取り出して短期の特則を設ける理由が合理的に説明されていないこと、③契約の相手方が事業者であるか消費者であるかによって時効期間が異なるため、時効の管理が複雑化することなどの問題点が指摘されている。また、そもそも民法に「事業者」、「消費者」といった概念を持ち込むこと自体に批判的な意見も少なくない。

(3) 乙案について

ア 乙案は、権利を行使することができる時から10年間という現行制度の時効期間と起算点を維持した上で、これに加えて、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時）」という起算点から〔3年間／4年間／5年間〕という時効期間を新たに設け、いずれかの時効期間が満了した時に時効が完成するというものである。

イ 乙案の考え方は、契約に基づく一般的な債権については、その発生時（契約時）に債権者が債権発生の原因及び債務者を認識しているのが通常であることから、基本的に現状と同じく「権利を行使することができる時」から〔3年間／4年間／5

年間]という時効期間が適用されることを想定している。そうすると、職業別の短期消滅時効制度の適用を受けている債権については、時効期間が[3年間/4年間/5年間]となり、時効期間の大幅な長期化を回避することができる。また、現行制度の下では、損害賠償の根拠を契約に求めるか不法行為に求めるかという法律構成の違いによって時効期間に差異が生ずるという問題があるが、乙案を採れば、消滅時効の枠組みが不法行為に基づく損害賠償請求権に関する民法第724条と同様のものとなり、不法行為債権をも含めて債権の消滅時効に関する規律を単純化・統一化することが可能となるというメリットもある(後記2参照)。

ウ 他方で、乙案に対しては、①主観的起算点の導入により、起算点をめぐる紛争が増加したり、時効期間の満了時期が不明確となり、時効の管理が困難となるなどの懸念が指摘されている。また、②職業別の短期消滅時効が適用されていない債権のうち、契約に基づく一般的な債権とは異なる配慮を要する不当利得返還請求権や安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権などの債権について、実質的に時効期間が短期化し、その債権者にとって不利益となることや、③主観的起算点の導入により、「権利を行使することができる時から」という起算点の解釈が現行法上の解釈よりも客観化し、柔軟な解釈がされなくなるおそれがあることなどの問題点も指摘されている。

もっとも、上記①のような懸念は、一般的に妥当するのではなく、不当利得返還請求権や安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権など、債権の発生に際して債権者が債権発生の原因及び債務者を認識していない可能性がある債権に限られる。他方、そうであるならば、全ての債権を対象とする原則的な規律として主観的起算点を導入することが合理的といえるのかについても検討の必要性があるとも考えられる。

また、上記②の指摘に対しては、短期の時効期間については「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時」という債権者の認識を考慮した起算点を導入しており、債権者が債権の存在を認識していない場合には、現状と同様に「権利を行使することができる時」から10年間の時効期間が適用されるのであるから、権利行使の機会は十分に確保されているとの反論が考えられる。

上記③の指摘に対しては、「権利を行使することができる時」という起算点の解釈につき、現実的な権利行使の期待可能性を考慮する判例の事案はやや特殊なものであることから、「債権者が債権発生の原因及び債務者を知った時」という起算点からの時効期間を併用したとしても、必ずしも「権利を行使することができる時」の解釈に影響が及ぶわけではないとの反論が考えられる。

3 若干の検討

今後の合意形成の可能性を探る趣旨で、暫定的なものではあるが、若干の検討を試みる。

- (1) まず、乙案における[3年間/4年間/5年間]という短期の時効期間については、5年間を選択することが考えられる。これに対しては、現在は職業別の短期消滅時効が適用されている債権について、その時効期間が著しく長期化するという批判がある

ほか、不法行為による損害賠償請求権に関する消滅時効との統合を図る上で、短期の時効期間の調整という課題が別途生ずる。しかし、時効期間の単純化・統一化を図る際に、現在よりも時効期間が短期化する債権が生ずることへの強い懸念が示されていることを考慮すると、5年間という選択肢は相対的に優れていると評することができるように思われるが、どうか。

- (2) 乙案における短期の時効期間として5年間を選択する場合には、甲案と乙案との実質的な相違は、以下に整理するとおり、ごく僅かなものとなる。

職業別の短期消滅時効を廃止して時効期間の単純化・統一化を図る際に、各案の比較検討に際して問題とされた各種の債権は、次のように分類することができる。

ア 現在は職業別の短期消滅時効が適用されている契約上の債権（例えば、卸売商人・小売商人の売掛代金債権、弁護士の報酬債権など）

イ 現在は職業別の短期消滅時効が適用されていない契約上の債権であって、下記ウの債権を除いたもの（例えば、農業協同組合の売掛代金債権、司法書士の報酬債権、個人間の貸金債権など）

ウ 現在は職業別の短期消滅時効が適用されていない契約上の債権で、債権の発生に際して債権者がそれを認識していない可能性が想定され得るもの（例えば、安全配慮義務違反に基づく損害賠償債権など）

エ 事務管理・不当利得に基づく債権

乙案における短期の時効期間として5年間を選択する場合には、上記ア及びイの債権に関しては、甲案と乙案とで結論は異ならない。これらの債権では、その発生に際して、債権者において債権発生の原因と債務者を当然に認識しているからである。甲案の立場からは、乙案に対して、主観的起算点を導入することによる紛争の多発を懸念する指摘がある。しかし、取引上の一般的な債権は基本的に上記ア又はイに該当し、これらの債権にあっては債権者が債権の存在を主張立証しさえすれば主観的起算点の要件を充足する。したがって、その指摘は、上記ア及びイの債権に関しては杞憂であると考えられる。他方、上記ウ及びエの債権に関しては、甲案と乙案とで結論が異なり得る。しかし、この点は、時効期間の単純化・統一化を重視する甲案に対して、時効期間の短期化は不合理であるとの厳しい批判が向けられているところでもある。これらの債権は、一般的な取引債権と比べて、ごく例外的なものとも考えられることから、甲案を支持する立場からも、乙案への支持を検討する余地があるように思われるが、どうか。

- (3) 別案に関しては、「事業者間の契約」と「消費者契約」の定義という検討課題が残されているが、それはひとまず置くとした場合に、甲案及び乙案との比較における重要な差異としては、上記ウ及びエの債権や、上記イの債権のうち個人間の貸金債権などについて、飽くまでも「権利を行使することができる時」から10年間という現状の時効期間と起算点を維持するところがあると考えられる。これらの点について、乙案における短期の時効期間として、3年間や4年間ではなく、5年間を選択した場合には、その起算点が主観化されていることも考慮すると、實際上、時効期間の差異は相当に乏しくなっているようにも思われるが、どうか。

(4) 以上においては、乙案における短期の時効期間として5年間を選択する場合には、この案が相対的に多くの支持を集め得るのではないかという観点から、暫定的な検討を行ったが、その他、この論点に関する今後の意見集約に向けて、どのような視点からの検討が考えられるか。

2 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）

原則的な時効期間と起算点に関する前記1の議論と相互に関連する論点であるが、不法行為による損害賠償請求権の期間制限（民法第724条）と他の一般的な債権の規律との統合を図るかどうかが及び統合を図る場合のその内容について、どのように考えるべきか。

： 《参考・現行条文》
： （不法行為による損害賠償請求権の期間の制限）
： 民法第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人
： が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅す
： る。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。
： -----

○ 中間試案第7, 4「不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条関係）」

民法第724条の規律を改め、不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、時効によって消滅するものとする。

(1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき

(2) 不法行為の時から20年間行使しないとき

(補足説明)

1 不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（民法第724条）に関して、中間試案では、不法行為の時から20年間という期間制限（同条後段）が除斥期間ではなく、同条前段と同様に時効期間を定めたものであることを明確化するかどうかという論点を取り上げられている（中間試案第7, 4）。今回は、この論点ではなく、原則的な時効期間と起算点の見直しの議論との関係で、不法行為に基づく損害賠償請求権の時効期間と起算点をも含めて、消滅時効制度の単純化・統一化を図るかどうかを検討する（中間試案の補足説明〔76頁〕で取り上げた課題である。）。

現行制度においては、不法行為による損害賠償請求権のみに適用される特則として民法第724条が設けられ、一般の債権と不法行為による損害賠償請求権とで時効期間と起算点の枠組みが異なっている。このため、請求権が競合した場合には、いずれの法律構成を採るかによって消滅時効の期間が異なり得るが、これは不合理であるとの指摘がされている。このことは、原則的な時効期間と起算点に関する前記1の議論において乙

案の有力な論拠の一つともなっており、乙案を採る場合には、一般の債権と不法行為による損害賠償請求権とで時効期間と起算点の枠組みがおおむね共通のものとなる。この場合には、不法行為による損害賠償請求権をも含めて時効期間の単純化・統一化を図り、その結果として民法第724条を削除することも検討課題となる。

なお、甲案や別案を支持する立場から、民法第724条の存在自体に問題があるとして、これを削除して消滅時効期間制度の単純化・統一化を図るべきであるとする議論は見当たらない。

- 2 不法行為による損害賠償請求権をも対象に含める場合に、主観的起算点からの時効期間を現在の民法第724条前段に合わせて3年間とするか、同条も含めて4年間又は5年間とするかが問題となる。

他方、民法第724条後段の「不法行為の時」から20年間と、乙案の「権利を行使することができる時」から10年間（同法第166条第1項、第167条第1項参照）については、そのいずれに統一するかが問題となる。なお、この点の統一が困難であるとして同法第724条を維持する場合には、乙案の「権利を行使することができる時」という起算点と、同条後段の「不法行為の時から」という起算点とで差異が生じ得るのかについても検討する必要がある。

以上について、どのように考えるか。

3 生命・身体等の侵害による損害賠償請求権の消滅時効

生命・身体等の侵害による損害賠償請求権の消滅時効について、原則的な時効期間よりも長期の時効期間とする特則を設けるかどうか及びその特則の具体的内容は、前記1及び2の議論とも相互に関連するが、どのように考えるべきか。

○ 中間試案第7, 5「生命・身体等の侵害による損害賠償請求権の消滅時効その他の方策」

生命・身体〔又はこれらに類するもの〕の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、前記2における債権の消滅時効における原則的な時効期間に応じて、それよりも長期の時効期間を設けるものとする。

(注) このような特則を設けないという考え方がある。

(補足説明)

1 特則の要否について

- (1) 現行法には、生命や身体が侵害されたことによって生じた損害賠償請求権の消滅時効に関する特則は設けられていない。しかし、身体・生命等の侵害による損害賠償請求権については、重要な法益について債権者に深刻な被害が生じ、通常的生活を送ることが困難な状況に陥ることから、債権者に時効完成の阻止に向けた措置を期待することができず、それを要求することも適当でない場合が少なくない。また、重要な法益の侵害による損害賠償請求権については、他の債権よりも、権利行使の機会を確保

する必要が高い。他方、他人の重要な法益に深刻な被害を生じさせた加害者である債務者については、他の場合に比べて重い負担を負わせることにも合理性があると考えられる。そこで、生命・身体等、重要な法益の侵害による損害賠償請求権の消滅時効については、原則的な時効期間よりも長期の時効期間とする特則を設けることが考えられる。

原則的な時効期間と起算点に関する前記1で甲案又は乙案を採る場合には、安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権のように、不法行為構成を採用した場合の時効期間が短いために、債務不履行構成を採るメリットがあると指摘されている類型の債権については、現行制度よりも実質的に時効期間が短期化し、債権者の保護が後退するとの懸念が指摘されている。生命・身体等の侵害による損害賠償請求権について、このような特則を設けることは、前記1における時効期間の単純化・統一化に伴って生ずる不都合を回避する機能を果たすものとも考えられる。

- (2) 上記特則を設けることに対しては、財産権の侵害にも多額で深刻なものがあることからすれば、生命・身体等の侵害を区別して特に厚く保護することに合理性はないとの指摘があり得る。また、民法第724条後段における20年間の期間制限が消滅時効であることが明示されるのであれば、起算点や時効援用について柔軟な解釈を行うことにより被害者の保護を図ることができることから、被害者の保護としては十分であり、さらに長期の時効期間の特則を設ける必要性はないとの指摘もあり得る。

このような特則を設けた場合には、その期間の長さによっては、損害賠償請求の相手方となるのが加害者とされる者ではなく、その相続人であるという事態が少なからず生じ得る。時間の経過によって証拠が散逸することで、債務者である相続人に不利益が生じ得ることや、相続開始時に賠償責任を予見し得ず、相続放棄や限定承認をしなかった相続人が、長期にわたり賠償責任の負担にさらされるおそれがあることなどの問題についても考慮しつつ、特則の要否について検討する必要があると考えられる。

2 対象となる被侵害利益について

- (1) 前述のように、このような特則を設ける趣旨は、生命・身体等の侵害の場合、被害者である債権者は、時効完成の阻止に向けた措置をとることが困難な状態に陥ることや、重要な法益についての深刻な被害については保護の必要性が高いことから、債権者に十分な権利行使の機会を保障する点にあると考えられる。

- (2) ア 生命の侵害については、上記のような趣旨が当てはまることに異論はないと考えられる。

イ 身体の侵害については、被害の程度が千差万別であるという問題はあるものの、一般的には、生命と並んで手厚く保護されるべき利益であり、上記のような趣旨が当てはまるものと考えられる。また、生命と身体をセットで特別に取り扱うことは、民事法の分野においても先例があり（破産法第253条第1項第3号、民事調停法第33条の2等）、特則の要件としての安定感があると考えられる。

もっとも、身体の侵害には軽微なものもあり得るとして、身体の重大な侵害の場合に限って保護の対象とすべきであるとの意見もある。これに対しては、「重大」という要件が必ずしも明確でないため、時効期間の満了時期についての判断が困難に

なる等の懸念がある。

ウ このほか、性的自由の侵害、身体的自由の侵害や健康の侵害などを挙げる考え方があり得る。これらについても、一般的には上記のような趣旨が当てはまると考えられるが、いずれも身体の侵害に含まれるものと理解する余地があるように思われる。

エ 名誉権その他の人格権についても、深刻な被害が生ずることがあり得る。しかし、名誉権その他の人格権の侵害については、その外延が不明確であるという問題が指摘されているほか、債権者に時効完成の阻止に向けた措置を期待し難い事情が長期にわたり継続するとは必ずしも想定されないことなどが指摘されている。

(3) 特則の対象となる被侵害利益の範囲と特則における時効期間をどの程度とするかは、関連すると考えられることから、いかなる法益を保護の対象とするかについては、特則における時効期間の長さとのバランスを考慮しつつ議論を進める必要がある。

3 特則における長期の時効期間について

(1) この特則は、典型的には不法行為に基づく損害賠償請求権を念頭において、これまで議論されてきたように思われる。この不法行為に基づく損害賠償請求権に関して、民法第724条が基本的に維持されるとすると、特則による長期の時効期間は、「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時」から〔5年間／10年間〕、「不法行為の時」から〔20年間／30年間〕とすることが考えられる。

(2) 不法行為に基づく損害賠償請求権以外の一般の債権をも特則の対象とする場合には、原則的な時効期間と起算点に関する前記1の議論の結果によって、規律は異なり得る。

ア 乙案を前提とした考え方

原則的な時効期間と起算点について乙案を採用する場合には、民法第724条との統合（前記2参照）まで行うときはもとより、同条との統合までは行わないときであっても、一般の債権と不法行為に基づく損害賠償請求権とで消滅時効の起算点と時効期間の枠組みが共通のものとなる。そこで、特則における時効期間は、不法行為に基づく損害賠償請求権と同様に、「債権発生の原因及び債務者を知った時（債権者が権利を行使することができる時より前に債権発生の原因及び債務者を知っていたときは、権利を行使することができる時）」から〔5年間／10年間〕、「権利を行使することができる時」から〔20年間／30年間〕とすることが考えられる。

イ 甲案又は別案を前提とした考え方

原則的な時効期間と起算点について甲案又は別案を採用する場合には、一般の債権と不法行為に基づく損害賠償請求権とで消滅時効の起算点と時効期間の枠組みが異なることから、両者についてそれぞれ特則の時効期間を検討せざるを得ない。このため、それぞれの特則の間のバランスをどのように考えるかが問題となるが、一応の案として、一般の債権については、「権利を行使することができる時」という起算点から〔20年間／30年間〕とすることが考えられる。

第2 債権譲渡の対抗要件制度

債権譲渡の第三者対抗要件及び権利行使要件（中間試案第18、2(1)）について

て、パブリック・コメントに寄せられた意見を踏まえ、以下の①②に関する実態調査の結果等も参照して、改正の要否をどのように考えるか。

- ① 債務者が複数の通知の到達の先後及び通知の有無を判断する負担を負うこと
- ② 債権を譲り受けようとする者又は譲受人からの照会があった場合に、債権の帰属について、債務者が回答する負担を負うこと

《参考・現行条文》

(指名債権の譲渡の対抗要件)

民法第467条 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

○ 中間試案第18, 2(1)「第三者対抗要件及び権利行使要件」

民法第467条の規律について、次のいずれかの案により改めるものとする。

【甲案】(第三者対抗要件を登記・確定日付ある譲渡書面とする案)

ア 金銭債権の譲渡は、その譲渡について登記をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

イ 金銭債権以外の債権の譲渡は、譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面に確定日付を付さなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

ウ(7) 債権の譲渡人又は譲受人が上記アの登記の内容を証する書面又は上記イの書面を当該債権の債務者に交付して債務者に通知をしなければ、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。

(イ) 上記(7)の通知がない場合であっても、債権の譲渡人が債務者に通知をしたときは、譲受人は、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができるものとする。

【乙案】(債務者の承諾を第三者対抗要件等とはしない案)

特例法(動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律)と民法との関係について、現状を維持した上で、民法第467条の規律を次のように改めるものとする。

ア 債権の譲渡は、譲渡人が確定日付のある証書によって債務者に対して通知をしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

イ 債権の譲受人は、譲渡人が当該債権の債務者に対して通知をしなければ、債権者の地位にあることを債務者に対して主張することができないものとする。

(注) 第三者対抗要件及び権利行使要件について現状を維持するという考え方があ

る。

(補足説明)

1 議論の経緯等

債権譲渡の第三者対抗要件及び権利行使要件については、中間試案では甲案・乙案を併記するほか、現状を維持するという考え方を注記しており、当部会のこれまでの審議において、改正の要否をも含めた意見の対立が見られたところである。

本論点についての意見の対立は、主に債権譲渡の対抗要件制度に関する現状認識の違いに起因するようと思われる。すなわち、対抗要件制度の問題点として、現在の判例（最判昭和49年3月7日民集28巻2号174頁）を前提とすると、債務者が通知の到達や承諾の時点の先後を正確に把握している場合でなければ機能しない上、そもそも、債権譲渡に関与していない債務者が、これらの先後を正確に把握した上で、弁済すべき相手方を判断しなければならないという負担を負うこと自体が不合理であるという指摘があったほか、債務者が通知の到達や承諾の時点の先後を常に正確に把握することができるとは限らないとの指摘もあった。以上のような現状認識に基づき対抗要件制度の改正が必要であると主張されてきたが、これに対しては、改正を不要とする立場から、例えば、第45回会議において、債務者が負担を強いられるような事態が生ずる場面は極めて限られているので、対抗要件制度を改正する必要性を感じないとの意見、債権が多重に譲渡されることによって債務者が困る事例もあるが、それは対抗要件制度に起因するものではないという意見があったほか、債務者が公示機関としての役割を担っていることによって、債権譲渡取引の安全が保護されているとの意見などがあった。パブリック・コメントにも、同様の結果が現れている。

パブリック・コメントの結果を概観すると、中間試案第18、2(1)の甲案（以下「甲案」という。）を条件付きで支持する意見が相当数あるものの、数の上では、民法第467条の現状を維持する方向の意見が多数を占めている。もっとも、現状維持が適当であるとする論拠は様々であるし、その前提とする現状認識も様々であるようと思われる。また、時宜を逸した点はお詫びしなければならないが、中間試案の決定後に実態調査の結果（「債権譲渡の対抗要件制度等に関する実務運用及び債権譲渡登記制度等の在り方についての調査研究報告書」参照）が公表されているので、これをも踏まえた検討を行う必要がある。以上を踏まえ、今回は、本論点に関する現状の問題点の再整理を試みることから検討を行うこととする。

2 実態調査の結果等を踏まえた問題点の整理

債権譲渡の第三者対抗要件及び権利行使要件に関するこれまでの議論の対立は、前述のとおり実態に対する認識の違いに起因すると思われることから、事務当局において、これまでの部会審議及びパブリック・コメントの結果を整理するとともに、新たに実態調査等を実施した。これまでの議論を踏まえると、現状認識に対立があるのは、①債務者が複数の通知の到達の先後及び通知の有無を判断する負担を負うこと、②債権を譲り

受けようとする者又は譲受人からの照会があった場合に、債権の帰属について、債務者が回答する負担を負うことの2点について債務者が現実に果たしている役割に関する認識の違いであると考えられるので、実態調査も特にこの点を中心に行った。以下、①②に沿って実態調査の結果等を整理する。

① 債務者が複数の通知の到達の先後及び通知の有無を判断する負担を負うこと

これまでの審議では、通知の到達の先後の判断が困難であるために債務者が弁済の相手方の判断に迷うのは、公表されている裁判例のような極めて特殊な事例に限られており、これを除けば債務者が過大な負担を強いられているとは思えないという意見があった。

これに対して、実態調査の結果によれば、通知の到達時を正確に把握・管理することができなかつたり、同一の債権についての譲渡通知が異なる支社・部署に届いたりすることによって、債務者が複数の通知の到達の先後を判断することが困難な場合があることが明らかであると言える。通知が内容証明郵便によって債務者に送られた場合には、配達証明のサービスが併用されることによりその到達時を事後的に確認することが可能となるが、内容証明郵便によらずに債務者の下に通知が送られることもある。その場合には債務者自身が通知の到達時点を把握しなければならないことになる。この点について、債務者において全ての郵便物の到着時刻を管理する体制を構築しているために、通知の先後を判断することができるとの回答が見られる一方で、債権譲渡の通知のようにその到達時点を正確に把握することが要請されるものは極めて限られているにもかかわらず、そのために大量の郵便物の到達時刻を全て正確に把握し、管理する体制を構築することは現実的ではないという指摘もあった。また、譲渡人が債務者の複数の支店や部署と取引をしていることなどを原因として、同一の債権の譲渡に関する通知が、異なる支店や部署に届くことがあり、その場合に、通知の到達の先後を把握することがより困難になるとの指摘もある。

また、上記のとおり、同一の債権についての譲渡通知が異なる支店・部署等に届くことがあるため、債務者は、債権譲渡の通知が到達した場合には、同一の債権についての譲渡通知の有無を全ての支店・部署等に問い合わせ確認しなければならず、事業規模が大きい債務者ほどその手間が煩雑であると指摘されている。また、同一の債権についての他の譲渡通知の到達の有無を正確に把握することは困難であるために、支払を担当する部署が把握していない譲渡通知があることが事後に判明するという事態や、被供託者の記載を誤った弁済供託をしてしまったという事態が生じていることが分かる。

これに対して、債務者にとって上記のような問題は生ずるものの、実際には、到達の先後不明を理由として債権者不確知を供託原因とする供託をすることによって債務者は免責されるので、債務者の負担はそれほど深刻なものではないとの指摘がある。もっとも、上記のとおり、譲受人の把握が困難である場合には、被供託者とすべき譲渡人の範囲を正確に把握することができるとは限らないという問題があるほか、債権者不確知を原因として供託をするための要件として弁済者に過失がないことが必要とされており、通知の到達時の把握のために債務者が果たすべき注意義務の程度が必ず

しも明らかではないという問題があるようにも思われる。また、譲渡禁止特約を付した場合であれば、譲受人が悪意かどうかを判断することができないことを理由として債権者不確知を原因とする供託をしているケースも多く見られるが、他方、いわゆる「強い債務者」であっても、譲渡禁止特約を付すことができない場合が見られる。

② 債権を譲り受けようとする者又は譲受人からの照会があった場合に、債権の帰属について、債務者が回答する負担を負うこと

この点について、第45回会議においては、債務者が公示機関としての役割を担っていることによって、債権譲渡取引の安全が保護されているとの意見があり、パブリック・コメントにおいても同様の意見が寄せられている。これは、債権を譲り受けようとする者が、債務者に対して債権の帰属を照会し、債務者がそれに回答することによって、債権の多重譲渡を防止することができるというものである。特に債務者の承諾を事前に得ている場合には、譲受人が多重譲渡に巻き込まれないという期待を持つとの指摘がある。

他方、実態調査の結果等によると、債権を譲り受けようとする者が債権の帰属について債務者に照会しないまま、債権が譲渡される場合が少なくないことが窺われる。すなわち、債務者に公示機関としての機能を担わせていても、実態としては、債権の多重譲渡の防止のためにそれほど役立っているわけではないとも言える。また、正常な資金調達目的での債権譲渡においても、債務者に公示機関としての機能を期待するのは難しいとの指摘や、債務者に照会をすることなく債権を譲渡しているとの指摘もあり、第45回会議においても同様の指摘があった。

次に、債務者に対して照会がされた場合に関しては、実態調査の結果等によると、債務者に照会したとしても債務者が回答を拒否するケースや、債務者が意図せず誤った回答をしてしまうケースがあることが分かる。債務者が意図せず、誤った回答をしてしまうのは、上記①とも共通する問題であるが、債務者が、先行する譲渡の有無を正確に把握することが容易でないことに基づくものである。

さらに、以上とは異なる観点からの②に関する指摘として、不動産を譲り受けようとする者にとっては、当該不動産から生ずる賃料債権が第三者に譲渡されていないかを確認するために、不動産の譲渡前に債務者である賃借人に照会することは現実的に不可能であるとも言われている。これも、債務者が公示機関としての役割を担うことができていることを示す例の一つであると指摘されている。

3 現在の対抗要件制度の利点

他方、現在の対抗要件制度の利点として、(i)現在の民法上の対抗要件制度によれば、簡易かつ安価に第三者対抗要件を具備することができることと、(ii)特に債務者の承諾による対抗要件具備に特有の利点があることの2点が挙げられており、これについては概ね異論がないように思われる。

(i) 現在の民法上の対抗要件制度によれば、簡易かつ安価に第三者対抗要件を具備することができること

現在の対抗要件制度によれば、特に、内容証明郵便によって債権譲渡の通知をすることができるため、現在の債権譲渡登記による場合よりも、簡易かつ安価に対抗要件

を具備することができていると指摘されている。これは、特に甲案に対して、現在の債権譲渡登記をするための手間が煩雑であることや、費用が高額になり得る点を問題視して、主張されているものである。

この指摘は、現在の対抗要件制度を維持しなければならないという結論を導く直接の論拠とはならないものの、対抗要件制度を改めることによって、対抗要件具備のために要する手間が煩雑になることや、費用が高額になることを懸念するものであり、十分に配慮することが必要であると思われる。

(ii) 特に債務者の承諾による対抗要件具備に特有の利点があること

例えば、譲渡禁止特約付債権を譲渡する場合における譲渡の承諾や、債権譲渡とともに契約上の地位を移転する場合における契約の相手方の承諾を兼ねることができることを理由として、現在の対抗要件制度を評価する意見がある。また、一括決済システムのように、複数の譲渡人が同一の債務者に対して有する債権を一括して特定の譲受人に譲渡する場合に、債務者の承諾によって、一括して対抗要件を具備することができているとの指摘がある。さらに、債権を担保として融資を行う場合には、債務者が事前に承諾をすることによって対抗要件を具備することができるが、通知や債権譲渡登記では、このような対抗要件具備が困難であるとの指摘もある。甲案は、債務者の承諾を対抗要件として認めないものであるため、このような承諾が果たしている機能が失われることが懸念されている。

なお、以上の(i)(ii)の他、債務者の承諾については、これによって対抗要件を具備することにより担保価値が高く評価されているという点や、債権の移転又は決済時に債務者の承諾書を譲受人に交付することによって、債権の譲渡と対抗力の具備との同時履行性を確保することができるという点を指摘するものがあつた。このうちの前者について、対抗要件としての承諾と直接関係する問題でないと考えられることは中間試案の補足説明246頁に記載のとおりである。また、後者の点は、債権の移転前に債務者が譲渡人に対して承諾書を交付していることが前提となるはずであるので、債権の移転と対抗力の具備が同時履行と評価できるか疑問がある上、証拠方法としての承諾書の引渡しと債権の移転との同時履行が確保できることを言っているのであれば、それは承諾に特有の利点とは言えないように思われる。

4 若干の検討

パブリック・コメントの結果によると、甲案については、特に金銭債権の第三者対抗要件となる登記制度が、現在の債権譲渡登記制度よりも安価で使いやすい制度となることを条件として、賛成する意見が相当数ある。甲案が、現在の対抗要件制度に関して指摘されているこの補足説明2①②記載のような実務上の問題点を解消し得る点を評価するものといえるが、これに対しては、登記に要する手間が煩雑であることや費用が高額になることを解消することは困難であるとして、甲案に反対する意見も少なくない。他方、パブリック・コメントの数の上では、前述のように、民法第467条の現状を維持する考え方を支持する意見が多数を占めている。

以上の意見分布の状況を踏まえると、甲案の採否に関しては、具体的な登記制度の在り方について、今回のパブリック・コメントの結果や諸外国の登記制度の実態等を踏ま

えて、更に検討した上で決する必要があるが、差し当たりは現状を維持した上で、甲案の実現を将来的な課題として位置付けるかどうかを検討することが現在のところは有力な選択肢である。もっとも、現状維持の理由としては、現在の対抗要件制度を積極的に評価するものや、現在の対抗要件制度に特に問題がないことを挙げるものが多く、これについては、今回の実態調査の結果等を踏まえて、再度検討する必要がある。その結果、甲案を将来的な課題として位置付けるか否かにかかわらず、民法上の対抗要件制度については現状を維持するのではなく、今回の改正で、民法の対抗要件制度に内在する問題を解消するための方策を検討することが必要となる可能性がある。そこで、以下においては、民法上の対抗要件制度に内在する問題を解消するための方策として、甲案の金銭債権以外の債権についての規律を一般化するもう一つの考え方を具体的に提示し、条件付きで甲案に賛成する立場や、適切な改正案が現状で示されていないことを理由として現状維持を支持する立場などから、この別案（以下「別案」という。）を今後の検討課題として加えることを支持し得るか否かを試みに問うこととする。

5 甲案の別案

(1) 第三者対抗要件

譲渡契約書その他の譲渡の事実を証する書面（以下「譲渡書面」という。）に確定日付を付したものを債権譲渡の第三者対抗要件とする考え方があり得る。これは、甲案のうち、金銭債権の第三者対抗要件を登記とせず、金銭債権以外の債権の第三者対抗要件と同じにするという考え方であり、甲案の別案と位置付けられ得るものである（譲渡書面の意義は、中間試案の補足説明244頁参照）。

すなわち、この補足説明2①②記載のような実務上の問題点を解消しようとするのであれば、甲案のように、対抗関係の優劣に関する情報を債務者に集約する対抗要件制度を改める必要がある。この別案は、同一の債権について譲渡が競合した場合における譲渡の優劣について、譲渡書面に付された確定日付の先後によって決することとするものであり、債務者は譲渡の優劣を客観的な基準によって決することができるので、この補足説明2①のような問題は解消される。また、後述するように権利行使要件としての債務者の承諾を維持するため、これと譲渡禁止特約を解除する意味での承諾等を兼ねることができることや、一括決済システムのような債権譲渡については、譲渡契約時に併せて譲渡書面を作成すればよいので、この補足説明の3(i)(ii)で取り上げた現在の対抗要件制度の利点が損なわれるとは言えないようにも思われる。

他方、この別案に対しては、これまでの審議経過においても、譲渡の事実を債務者も把握しないことになるため、公示機能が乏しいということを理由として反対する意見が主張されてきた。しかし、この補足説明2②で取り上げたように、債務者に公示機関としての役割を担わせようとしてきた現在の対抗要件制度が期待通りに機能しているかどうかについては評価が分かれ得るように思われるので、取引の安全保護という観点からこの別案に問題があるか否かは、更に検討が必要であるように思われる。

もっとも、この別案を採る場合には、債務者を特定しない譲渡についても第三者対抗要件を具備することが可能となるようにも思われるが、少なくとも現在の対抗要件制度よりも公示機能が優れているとは言えないにもかかわらず、第三者対抗要件の具

備を現状よりも広く認めることは適当ではないように思われる。そこで、この考え方を採る場合には、譲渡書面において債務者を特定することを必要とすることが考えられる。

また、甲案を支持する意見の多くは、特に債権の譲受人としての立場から、甲案を採ることによって、債権譲渡の取引の安全が保護されるという点を理由としている。これは、金銭債権の債権譲渡の第三者対抗要件が登記に一元化されることによって、公示機能が高まることに基づくものである。他方で、甲案が将来的に実現するまでの間、債務者に過度の負担を課している現行の対抗要件制度に代替し得る制度を考える上では、別案の考え方は、確定日付の先後という客観的な基準によって譲渡の優劣を決することができる点で、債権の譲受人にとって、紛争時のコストを低減することができる利点があり、かつ、現行の対抗要件制度が必ずしも公示機能を果たし得ていないことを考えれば、この別案を採ることによって、必ずしも公示機能が現状より劣るとは一概に言えないように思われる。

なお、別案の考え方を採用する場合には、確定日付によって、日付だけでなく、時間についても証明することを可能とする制度を導入することの可否が検討課題となり得る。

(2) 権利行使要件

この別案を採る場合の権利行使要件としては、譲渡書面を送付することによる通知の他、債務者の承諾を維持することが考えられる。

中間試案第18、2(1)では、権利行使要件としての債務者の承諾を認めないという案が取り上げられていた。これは、権利行使要件としての債務者の承諾は、債務者が弁済の相手方を選択することを認める機能を果たすものであるが、これに対しては、弁済受領権者を変えない趣旨であえて債務者に対して譲渡の情報を伝えていない場合にまで債務者が一方的に承諾によって譲受人に弁済できるとすれば、譲渡当事者の意図に反する結果になり、譲渡当事者の利益保護の観点から妥当でないとの批判や、債務者に弁済の相手方を選択する利益を認める必要性に乏しいとの指摘があることを考慮したものである。しかし、パブリック・コメントの結果等によれば、債務者が弁済の相手方を選択することができることを実務上の問題点であると指摘して支持する意見が少数にとどまっていることを踏まえると、債務者の承諾を権利行使要件として維持することが相当であると考えられる。